

○総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行		
附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第三条（略）	2（略）	2（略）	3	
	3	3	3	
	自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
	期 限 （削る）	期 限 （削る）	期 限 （削る）	期 限 （削る）
	事務 事務	事務 事務	事務 事務	事務 事務
令和五年三月三十一日 令和六年三月三十一日 令和七年三月三十一日 令和九年三月三十一日	令和五年三月三十一日 令和六年三月三十一日 令和七年三月三十一日 令和九年三月三十一日	令和五年三月三十一日 令和六年三月三十一日 令和七年三月三十一日 令和九年三月三十一日	令和四年三月三十一日 令和五年三月三十一日 令和六年三月三十一日 令和七年三月三十一日 （新設）	
特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	

令和十三年三月三十一日

(略)

令和十三年三月三十一日

(略)